

## 有機フッ素化合物対策についての緊急要望

京都府保険医協会 理事長 鈴木 卓

京都府は9月17日、綾部市の犀川周辺で国の暫定指針値（50 ng/l）の最高で56倍（2,800ng/l）もの高濃度の有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）が検出されたことを発表。京都府及び綾部市は周辺住民に井戸水を飲むのを控えるように呼びかけるとともに、放流した事業者に水処理の改善（活性炭交換）を指導したとした。さらに、29日に発表した再検査値（第2報）では最高値が126倍（6,300 ng/l）に跳ね上がっており、事業場放流原水は36,000 ng/lもの値が検出されている。

有機フッ素化合物（総称PFAS）は発がん性など健康への影響が懸念されており、自然界ではほぼ分解されず、「永遠の化学物質」と呼ばれる。防水加工や泡消火剤などに使われてきたPFOSとPFOAは第1種特定化学物質に指定され製造・輸入・使用が原則禁止されている。国内では沖縄米軍基地周辺や大阪のダイキン工業周辺など深刻な汚染地域のほか、各地で汚染が報告され問題となっている。

環境省は飲み水1ℓ当たりのPFOSとPFOA合計で50 ngを暫定指針値に設定。「体重50 kgの人が毎日2ℓの水を生涯にわたって摂取しても健康影響が出ない値」と設定されてきたが、発がん性の根拠も出てきており「100万人の利用者が一生涯飲み続けても、一人も曝露に起因する過剰な発がんがない値」リスクレベルに設定されるべきである。現在、暫定指針値を環境基準に格上げすることなども含めて、国の専門家会議で議論しているとされる。世界的に規制が進む中、米国は健康影響として免疫毒性、発がん性、胎児乳児への発育抑制、脂質代謝異常は根拠があるとしてさらに厳しい規制強化に踏み込んでおり、2023年中に物質ごとに4 ng/l未満とする規制案を成立させる予定である。

府の発表によると、国の通知に基づき2021年度から府内48地点で年1回水質測定を行っており、2023年8月に行った採水で、犀川（環境基準点）で220ng/l、その支川・天野川で2,800ng/lが判明したことから公表にいたったとしている。報道では基準点の数値について21年度調査で69ng/l、22年度調査で200ng/lが明らかになっていたにもかかわらず、「結果の変動が大きく、誤差の可能性もあるので経過を見ていた」と報じられており、速やかに行動をおこさない消極的な姿勢は行政として問題である。

その地域にあるはずのない特定化学物質がどこから持ち込まれたものであるかは、今後別の地域に波及する恐れを断つための重要な情報である。その点に関して京都府は、法令違反ではないため事業者の情報は一切明かせないとしている。

国の対応が迅速に進んでいないことが最大の問題であるが、京都府としても住民の生命と健康を守る立場から、下記について緊急に対応されることを要望する。

### 記

1. 地域住民への健康被害（飲用だけでなく農作物も含めて）をくい止めるため、有機フッ素化合物の放流を止めさせた上で土壌汚染の実態を把握し、最大限の手立てを尽くすこと
2. 有機フッ素化合物が各地に拡散してこれ以上被害を拡大させないよう、業者がどこから依頼されたのかを明らかにすること
3. 国に対して、特定化学物質であるPFOSとPFOAを高濃度に含む汚泥による汚染の拡散を防ぐ対策を要望すること
4. 京都府下の別の地点においても、PFOSとPFOAによる基準越えの環境水が報告されている。早急に汚染源の特定を行うこと